

事 務 連 絡

平成 30 年 2 月 2 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

国民健康保険財政安定化基金貸付・交付事業等に係る取扱要領例について

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）が平成 27 年 5 月 29 日に公布され、平成 27 年度から各都道府県におかれては、財政安定化基金の基金創設を行い、順次積み増しを行っていただいているところである。また、平成 30 年度からは、改正後の国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 81 条の 2 に基づき、各都道府県は当該基金を活用して、特別会計への繰り入れ又は市町村に対して貸付・交付事業を行っていただくこととしている。

今般、国民健康保険財政安定化基金の貸付・交付事業等に資するよう、「国民健康保険財政安定化基金貸付・交付事業等取扱要領例」を別添の通り作成したので、貴都道府県におかれては、取扱要領等の策定に際し、本取扱要領例を参考にしていただきたい。